

熊谷都市計画ごみ焼却場の変更（熊谷市決定）（案）

都市計画ごみ焼却場中 2 号妻沼清掃センターを廃止する。

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

妻沼清掃センターは旧妻沼町域のごみ焼却を担うため昭和 59 年 2 月から稼働していたが、熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及び大里広域市町村圏組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、平成 14 年 4 月に可燃ごみの広域処理が開始され、大里広域市町村圏組合を構成する熊谷市（旧妻沼町及び旧大里町含む）、深谷市及び寄居町の可燃ごみは、熊谷衛生センター及び江南清掃センターで処理が行われることとなり、平成 14 年 12 月に機能を停止した。

この度、建物の老朽化が進み、地震時等に倒壊の危険があることから、妻沼清掃センターを解体し、本都市計画施設を廃止する。